

「災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定」締結の公示

令和2年11月11日

北海道開発局長

倉内公嘉

「災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定」の締結を希望する者の公募を次のとおり公示します。

なお、本協定締結の公募は、業務発注ではありませんので、入札は行いません。

1 協定の概要

(1) 名称

災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定

(2) 目的

本協定は、地震・大雨等の自然災害等が発生した場合において、甲が実施する甲の職員の被災地への派遣に当たり、必要となる宿泊施設に関する情報提供及び宿泊施設の予約（以下「宿泊施設の確保等」という。）並びに航空機、鉄道、船等の公共交通機関のチケット等の予約、発券、引渡し等（以下「チケット等の手配」という。）について、乙に協力を要請することにより、迅速かつ円滑な派遣に寄与し、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 内容

甲の職員の被災地への派遣に当たり、宿泊施設の確保等並びにチケット等の手配を行うものとする。

詳細については、応募資格確認結果の通知後、応募資格を満たした者と協議し、協定の目的が達せられるよう協力可能な範囲で定める。

(4) 範囲

宿泊施設の確保等及びチケット等の手配の範囲は、日本国内とする。

(5) 期間

本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、甲及び乙いずれからも申出がない場合は、本協定を同一の内容で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定は、甲及び乙いずれかの申出により、廃止することができるものとする。この場合、廃止する期日の1か月前までにその旨を申し出るものとする。

2 応募資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該

当しない者であること。

(2) 国土交通省競争参加資格

次の①又は②のいずれか、及び③の条件を満足する者であること。

- ① 令和元・2・3年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 現在、①の全省庁統一資格の認定を受けておらず、今後、新規又は変更の認定の申請手続を行う意思のある者であること。
- ③ 令和元・2・3年度の全省庁統一資格における「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格の認定がなされる者であること。

(3) 旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第1項第1号及び第2号の旅行業の登録者であること。

(4) 札幌市内に営業拠点を有する法人であること。

(5) 本協定に係る事務手数料、配送料が一切かからないこと。

(6) 本協定の締結を希望する者が会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者であること。なお、これに該当する場合は、次に掲げる書類も提出すること。

イ) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写しでも可)

ロ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し

(7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(上記書類を提出している者を除く。)

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 個人情報の取扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けた法人であること。

3 応募資料の作成及び提出に関する事項

応募資料は次のとおりとする。なお、応募資料の作成方法については、別途交付する応募資料作成要領によること。

(1) 応募資格確認申請書

(2) 令和元・2・3年度全省庁統一資格に申請中であることが確認できる書類

(3) 旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第1項第1号及び第2

号の旅行業の登録が証明できる書類

- (4) 旅行業法第12条の2に基づく旅行業約款を記載した書類
- (5) 個人情報の取扱いに関する社内規定の写し又はプライバシーマーク認定証の写し

4 手続に関する事項

(1) 担当課

〒060-8511

北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

国土交通省 北海道開発局 事業振興部防災課 地域防災専門官

TEL：011-709-2311（内線2080）

FAX：011-709-2132

(2) 応募資料作成要領の交付

① 交付期間

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで随時交付

② 交付場所

上記（1）に同じ

③ 交付方法

以下のいずれかの方法で交付

イ) 北海道開発局公式ウェブサイトからダウンロード

(<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/splaat000001zopk.html>)

ロ) 郵送（着払い・希望者負担）交付

ハ) 上記（1）において、書面又は電子データで交付する。なお、電子メールによる交付を希望する場合は、電話で申し出ること。

(3) 応募資料の提出

① 提出期限

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所

上記（1）に同じ

③ 提出方法

持参、郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）

(4) 応募資格確認結果の通知

担当課は、応募資料の提出を受けてから10日を目処に結果通知を行う。

応募資料作成要領

(件名：災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定)

国土交通省北海道開発局

1 応募資料の作成

(1) 提出書類

① 応募資格確認申請書【様式1】

応募資格確認申請書は会社の代表者印を押印すること。

作成した応募資料は応募資格確認申請書として、とりまとめて提出すること。

② 令和元・2・3年度全省庁統一資格に申請中であることが確認できる書類

③ 旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第1項第1号及び第2号の旅行業の登録が証明できる書類

④ 旅行業約款を記載した書類の写し

旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の2に基づく、観光庁長官あて申請し、認可を受けた旅行業約款を記載した書類の写し

⑤ 個人情報の取扱いに関する社内規定の写し又はプライバシーマーク認定証の写し

(2) その他

① 応募資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された応募資料は、「災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定」の締結に関すること以外に無断で使用しない。

③ 提出された応募資料は返却しない。

2 応募資料の提出方法

(1) 提出方法

持参、郵送又は託送(書留郵便等、記録が残るものに限る)

(2) 提出期限

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

(3) 提出場所

〒060-8511

北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

国土交通省 北海道開発局 事業振興部防災課 地域防災専門官

TEL: 011-709-2311 (内線2080)

FAX: 011-709-2132

3 応募資料に対する質問

この応募資料に対する質問がある場合については、次により提出すること。

① 提出方法

持参、郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）若しくはFAX（着信を確認すること。）

② 提出期限

上記2に同じ

③ 提出場所

上記2に同じ

4 応募資格確認結果の通知

担当課は、応募資料の提出を受けてから10日を目処に結果通知を行う。

5 応募資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 応募資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当課に対して応募資格がないと認めた理由について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

① 提出期限

応募資格確認結果通知日の翌日から5日後

② 提出場所

上記2に同じ

③ 提出方法

持参、郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）若しくはFAX（着信を確認すること。）

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、(1) ①の提出期限の翌日から5日後までに説明を求めた者に対し、書面にて回答する。

(様式1)

応募資格確認申請書

令和 年 月 日

北海道開発局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

担当者氏名
電話番号

令和2年 月 日付けで公募のありました「災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定」の締結に係わる応募資料について、下記のとおり申請します。

記

- 1 令和元・2・3年度全省庁統一資格に申請中であることが確認できる書類
- 2 旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第1項第1号及び第2号の旅行業の登録が証明できる書類
- 3 旅行業法第12条の2に基づく旅行業約款を記載した書類
- 4 個人情報の取扱いに関する社内規定の写し又はプライバシーマーク認定書の写し

以上

※応募資料申請書は会社の代表者印を押印すること。

作成した応募書類は応募資格確認申請書として、とりまとめ提出すること。